

信託会社等に関する総合的な監督指針

現 行	改 正 後
<p data-bbox="152 296 629 331">2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p data-bbox="152 395 741 427">2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p data-bbox="152 491 629 523">2-3-1 照会を受ける内容の範囲</p> <p data-bbox="174 539 1126 715">信託業法及び兼営法並びにこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。おって、信託法（大正11年法律第62号）は法務省の所管であることに留意する。</p> <p data-bbox="152 778 600 810">2-3-2 照会に対する回答方法</p> <p data-bbox="163 826 1126 906">(1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。</p> <p data-bbox="163 970 1126 1098">(2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（別紙様式6）を作成し、金融庁担当課とFAX等により協議する（送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする）。</p> <p data-bbox="163 1209 1126 1442">(3) 金融庁担当課は、<u>照会の内容又はこれに対する回答の内容が、法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、財務局担当課を経由して、照会者より書面による照会を求め、かつ、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に回覧するとともに、「照会事例集」を作成し、金融庁担当課、財務局担当</u></p>	<p data-bbox="1149 296 1626 331">2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p data-bbox="1149 395 1738 427">2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p data-bbox="1149 491 1626 571">2-3-1 照会を受ける内容の範囲 (同左)</p> <p data-bbox="1149 778 1597 810">2-3-2 照会に対する回答方法</p> <p data-bbox="1160 826 1350 858">(1) (同左)</p> <p data-bbox="1160 970 2128 1145">(2) <u>財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（別紙様式6）を作成し、金融庁担当課とFAX等により協議する（送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする）。</u></p> <p data-bbox="1160 1209 2128 1442">(3) 金融庁担当課長は、<u>当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から受けた、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対す</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針

現 行	改 正 後
<p><u>課においてファイリングし、一般にも公開することとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>る回答を書面により行い、その内容を公表することとする。</u></p> <p><u>(注) 事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。</u></p> <p>① <u>本手続きの対象となる照会の範囲</u></p> <p><u>本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。</u></p> <p><u>イ 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）</u></p> <p><u>ロ 事実関係の認定を伴う照会でないこと</u></p> <p><u>ハ 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること</u></p> <p><u>ニ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>② <u>照会書面（電子的方法を含む）</u></p> <p><u>本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針

現 行	改 正 後
<p>(追加)</p> <p>(4) それ以外のもの<u>で照会頻度が高いもの等</u>については、必要に応じ「<u>応接箋</u>」(別紙様式7)に<u>残し</u>関係部局に回覧し、<u>金融庁担当課、財務局担当課の各課担当係</u>に保存するものとする。</p> <p>(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、2-3-3(2)に照らし<u>ノーアクションレター制度</u>の利用が可能な場合には、<u>その旨を照会者に対して伝える</u>こととする。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p><u>れた情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうものではない。」</u></p> <p><u>ハ 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。</u></p> <p>⑤ <u>公表</u></p> <p><u>上記④の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。</u></p> <p>(4) <u>(3)に該当するもの以外</u>のもの<u>で照会頻度が高いもの等</u>については、必要に応じ「<u>応接箋</u>」(別紙様式7)を<u>作成した上で</u>、<u>関係部局に回覧し、金融庁担当課又は財務局担当課の信託会社担当係</u>に保存するものとする。</p> <p>(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、2-3-3(2)に照らし<u>ノーアクションレター制度</u>の利用が可能な場合には、<u>照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝える</u>こととする。</p> <p>(以下、省略)</p>